

牟田事務所 許可可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2016.06

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 6月1日～解体工事業 新設

500万円以上の解体工事を請け負う場合は解体工事業の許可が必要！

インフラや建物の老朽化が進む、維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保を図るため、建設業の許可に関する業種区分が約40年ぶりに見直され、解体工事業が新設されることとなりました。従来、とび・土工工事業で行っていた工作物解体工事を施工する場合は、6月1日以降は解体工事業の許可が必要となります。一件500万円以上の解体工事の予定がある事業者さんは解体工事業の許可の取得をお願いします。



先日建設業の許可を取得している事業所様に解体工事業の取得についてのハガキを郵送致しました。「急いで許可を取りたいんだけど～」というご連絡を頂いております。

経過措置

- ① 工日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる事業者は、引き続き3年間（平成31年5月まで）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能です。（平成31年6月1日以降は、解体工事業の許可が必要）
 - ② 施工日前的とび・土工工事業に関する経營業務の管理責任者としての経験は解体工事業に関する経營業務の管理責任者の経験とみなします。
- ※経営事項審査を受ける事業者様には別途ご案内いたします。

よく読めば、31年までは「解体業」の許可が無くてもよいととれます。更新と一緒に「業種追加」を検討される事業者様もありますが、県の手数料は別途必要になります。

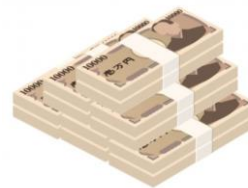
いずれにしても“業種追加”や“新規許可申請”が今後必要になるのは確実です。解体工事業を営む事業者は、早めにご準備頂き、新しい業種区分「解体工事業」の許可を取得ください。**許可業種に【解】（解体）があるのは、しっかりとした会社の証**ではないでしょうか。更新の時期が近々あるんだけど等、ご不明な点は牟田事務所牟田美幸までお問い合わせください。

尚、土木一式工事や建築一式工事の全体計画の中で行われる解体工事は、従前と同様に「土木一式工事業」や「建築一式工事業」の一式工事許可で対応します。

登録解体工事業者の制度はそのまま残ります。こちらは、請負金額500万円未満の解体工事に限定して適用されるもので、工事を行う地域ごとに、管轄する都道府県の登録が必要です。

特定建設業許可の基準変更 6月1日から施行

特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限が引き上げられます。



	現 行	6月1日から
建築一式	4,500万円	6,000万円
建築一式以外	3,000万円	4,000万円

併せて、民間工事において施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金の額の下限についても同様に引き上げられます。

また、工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額についても下記のとおり引き上げられます。

	現 行	6月1日から
建築一式	5,000万円	7,000万円
建築一式以外	2,500万円	3,500万円

この引き上げは1994年以来、22年ぶりであり、物価上昇などによって技術者の配置を求め対象工事が拡大しているのが事実。現在の経済環境に併せた引き上げを行うことで、技術者の効率的な配置につなげるのが目的です。

実質的関与 基準の見直しへ

国土交通省は、実質的に施工に関与しない企業を的確に排除するため、一括下請負（丸投げ）の判断基準を見直す方針を示しました。

実質的関与の判断基準としては、元請が ①**施工計画の作成** ②**工程管理** ③**品質管理** ④**技術的指導**などを行い、**総合的に現場の企画・調整・指導**に当たっていることを求めています。現行の判断基準について、元請と下請の区別がないことに加え、「実質的関与」の解釈の幅が広いことなどが問題であり、今回の通知改正では、一括下請負の判断基準について、元請・下請それぞれが施工上果たすべき役割を再整理し、**商社や代理店、労務調達を行う企業を施工体制から排除**できるようになります。

また、工場製品の製造会社に対する建設業法上の関与を強める方針も示されました。工場製品は専門性が高く、元請に一定の関与を求めることが困難だとして、製品に不具合が生じた際、**製造会社を指導監督**できるよう、枠組みが構築されます。

背景には、横浜市の杭打工事問題で丸投げ行為が顕著だったこと、京都府内の橋梁耐震補強工事で発覚した落橋防止装置の溶接不良では、この事件を発端に手抜き工事をした企業が次つぎと判明していることが影響しています。

どんな法律も、大きな事件や問題が発生すると規制が厳しくなります。





★運送業★ **トラックの自動運転実現へ向けて**

先日、日経の1面に、いすゞ自動車と日野自動車が自動運転技術の共同開発すると掲載されていました。複数台のトラックが連なって走る隊列走行を2017年9月をめどに基盤技術を確立し、その後商品化を目指すそうです。

欧州ではすでにこの自動運転トラックの隊列走行の実験を行い、成功しています。

先頭車両は有人、後続の2台を無人で運行できるようになると、ドライバー不足解消や渋滞緩和などのメリットが・・・運送業界では、慢性的にドライバー不足というのが一番のお悩みだと思います。人手不足は、現在いるドライバーさん1人あたりの負担も多くなり、大きな事故に繋がります。それを解消できる手段として大きく期待されており、国交省もこれを推進しています。商品化になった際には補助金など出るかも・・・。

ただ、自動隊列へ車両が割り込んできたり、先頭車両のドライバーが黄色信号で渡ってしまったら後続の車はどうなるのでしょうか。自動運転機能が故障で途切れてしまった場合など素人考えで不安に思う点もたくさんありますが、商品化し、道路を走る自動隊列のトラックを見かける日が来るのが楽しみです。



平成28年 第1回 「**運行管理者試験**」受付中！

申請期間

書面 5月20日～6月10日

インターネット

5月20日～6月20日

試験日

8月28日（日）

平成28年 第2回 「**整備管理者選任前研修**」

申込期間：6月6日～6月17日

研修日：平成28年7月14日

研修会場：中川文化小劇場

★産業廃棄物★

一斉立入指導

毎年恒例！！

6月1日（金）～6月30日（土）までの期間、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し、マニフェストの適正な使用や廃棄物処理施設の適正な維持管理の徹底を目的として、**愛知県環境部資源循環推進課廃棄物監視指導室監視グループ**による一斉立入指導が実施されます。



これを読んでいただいている事業者さんは適正に処理を行っていただいていると思いますが、「知らなかった」「いいと思っていた」では通用しないのが法律です。これを機会に一層の適正処理をしましょう。

ご不明な点があればご連絡ください。

**3月決算の事業所様
株主総会の時期です**

★建設業★ ★運送業★ ★産廃★

建設業や運送業、産廃他の許可認可をお持ちのお客様、役員・技術者・管理者、施設・設備等変更のご連絡は頂いていますか。それぞれの法律によって決められた期間内に届出が義務づけられています。

謄本添付ですから、実際には、10日以内は難しいです。
遅延理由書等添付しますが…

変更のご連絡は頂いておりましたでしょうか。 ご確認をお願いいたします。

		建設業	運送業	産廃
役員等	代表者変更	※30日以内	※遅滞なく	※10日以内 (許可証の書換)
	就任	※30日以内	7/31までに 前年 7/1～6/30分	※10日以内
	退任	※30日以内	※遅滞なく	※10日以内
	変更 (常勤⇔非常勤)	※30日以内	※遅滞なく	※10日以内
	氏名	※30日以内	※遅滞なく	※10日以内
営業所	政令使用人の交替	※2週間以内	無し	※10日以内
	所在地	※30日以内	認可申請が必要 (変更前に申請)	※10日以内
	名称	※30日以内	同上	※10日以内
	新設	※30日以内	同上	※10日以内
	廃止	※30日以内	同上	※10日以内
その他	商号変更	※30日以内	※遅滞なく	※10日以内 (許可証の書換)
	資本金の変更	※30日以内	※遅滞なく	※10日以内
	廃業届	※30日以内	※30日以内 休止も同様	※10日以内
事業報告等	事業年度報告	事業年度経過後 4月以内	事業報告 事業年度経過後 100日以内	紙マニフェストの場合 当該年度 6/30 までに 前年度の実績を報告
	実績報告	使用人数・定款の 変更も合せて	実績報告 7/10 までに (前年 4/1～3/31分)	
管理者 他		経營業務管理責任者 ※2週間以内 専任技術者 ※2週間以内 国家資格者・監理技術者 変更・追加・削除 事業年度経過後 4月以内	運行・整備管理者の 選任、解任 ※遅滞なく	実績報告、県外搬 入届・報告書 当該年度 6/30 までに 前年度の実績を報告

※は、事実発生後の届出
変更の内容によっては、許可が失効してしまうことがあります。事前にご連絡下さい～